

放送大学副学長の人事の基準に関する規程

昭和63年3月9日

放送大学規程第9号

改正 平成15年10月1日、平成17年3月23日、  
平成21年3月25日、平成26年9月10日、  
令和2年3月30日・9月23日

(趣旨)

第1条 放送大学の副学長の人事の基準に関しては、この規程の定めるところによる。

(副学長候補者の選考)

第2条 副学長の候補者(以下「副学長候補者」という。)の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第3条 副学長候補者の選考は、次の場合にそれぞれの事由が生じた後速やかに行う。

一 学長がその職に就任したとき(再任の場合にあつては、学長候補者に決定したとき。)

二 副学長が辞任を申し出たとき。

三 副学長が欠員となったとき。

(再選考)

第4条 副学長候補者が辞退し、又は副学長に就任することができなかつたときは、前2条の規定により再選考を行う。

(辞任)

第5条 副学長は、辞任しようとするときは、書面をもって学長に申し出るものとする。

(改正の手続き)

第6条 この規程は、評議会において評議員の3分の2以上の賛成を得なければ、改正することができない。

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和63年3月9日から施行する。

2 この規程施行の際現に在職する副学長の任期の終期は、放送大学学長の人事の基準に関する規程(昭和63年放送大学規程第8号)附則第2項に規定する学長の任期の終期と同一とする。

附 則(平成15年10月1日)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に在職し、施行日に引き続き在職する副学長の任期の終期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月10日)

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に在職する副学長の第5条第1項ただし書きの適用については、施行日前の副学長の在職期間を含むものとする。

附 則(令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月23日)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。